

静岡県人事委員会は、管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月1日

静岡県人事委員会委員長 小川 良昭

静岡県人事委員会規則14-200

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（静岡県人事委員会規則14-1）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 本庁

機 関	職
議 会 事 務 局	局長、次長、課（室）長、課（室）長補佐（人事又は服務を担当する者に限る。）、総務班長、主査（秘書の事務を担当する者に限る。）
知 事 部 局	部長、危機管理監、県理事、デジタル戦略部長、知事公室長、こども若者政策部長、農林水産統括部長、企画部次長、総務部次長、財務部次長、部長代理、危機管理監代理、部理事、多文化共生推進官、部参事、局長、局理事、局参事（人事若しくは服務又は局の事務を総括整理する事務を担当する者に限る。）、地震防災センター所長、危機報道官、感染症管理センター長、課長、旅券室長、大学室長、文書室長、人材育成室長、監察室長、健康指導室長、フロンティア推進室長、資産経営推進室長、土木設備支援室長、新被害想定担当室長、建築確認検査室長、鳥獣捕獲管理室長、富士山・南アルプス保全室長、スポーツコミュニケーション担当室長、地域文化推進室長、空港調整室長、人権同和対策室長、地域包括ケア推進室長、幼児教育推進室長、精神保健福祉室長、医療人材室長、通商推進室長、スタートアップ共創推進室長、商業まちづくり室長、先端農業推進室長、家畜防疫対策室長、未来まちづくり室長、局技監（人事若しくは服務又は局の事務を総括整理する事務を担当する者に限る。）、課参事（人事又は服務を担当する者に限る。）、課技監（人事又は服務を担当する者に限る。）、課長代理（人事又は服務を担当する者に限る。）、総務班長（企画部総務課、総務部総務課、財務部総務課、危機管理部総務課及びスポーツ・文化観光部総務課並びに政策管理局総務課の者に限る。）、主幹（政策管理局総務課の者であつて総務を担当する者に限る。）
デジタル戦略課	課長代理、働き方改革班長、主任（勤務条件の企画に関する事務を行う者に限る。）
秘 書 課	秘書監、秘書主幹
法 務 文 書 課	法規班長

人 事 課	課長代理、班長、総括主査、主査（人事、給与又は勤務条件の企画に関する事務を行う者に限る。）、主任（人事、給与又は勤務条件の企画に関する事務を行う者に限る。）
職 員 厚 生 課	課長代理、互助共済班長
財 務 部 総 務 課	課長代理（庁舎管理の事務を担当する者に限る。）、庁舎管理班長
財 政 課	参事、課長代理、部付主幹、班長、副班長、総括主査、主査（予算を担当する者に限る。）、主任（予算を担当する者に限る。）
行 政 経 営 課	課長代理、行政経営班長、主査（勤務条件の企画に関する事務を行う者に限る。）
水 産 資 源 課	天龍船長、あまぎ船長
出 納 局	出納局長、次長、課長、出納室長、総務班長
教育委員会事務局	教育部長、教育監、部理事、部参事、参与、課長、人事監、指導監、人権・教員育成室長、教育総務事務推進室長、学校づくり推進室長、課参事（人事、監察又は予算を担当する者に限る。）、課長代理（人事、予算又は福利厚生を担当する者に限る。）、部付主幹、総務班長、班長（人事、監察、勤務条件、給与、予算又は福利厚生を担当する者に限る、主幹（人事、給与又は監察を担当する者に限る。）、教育主幹（人事又は監察を担当する者に限る。）、主査（人事、給与又は勤務条件に関する事務を行う者に限る。）、教育主査（人事又は給与に関する事務を行う者に限る。）、主任（人事、給与又は勤務条件に関する事務を行う者に限る。）、主事（人事を担当する者に限る。）
人事委員会事務局	局長、次長、課長、課長代理、班長、主査（人事行政の企画に関する事務を行う者に限る。）、主任（人事行政の企画に関する事務を行う者に限る。）
監査委員事務局	局長、次長、課長
労働委員会事務局	局長、次長、課長
収用委員会事務局	局長、次長

備考

- 1 この表中「議会事務局」とは、静岡県議会事務局規程（昭和33年静岡県議会訓令甲第1号）第2条に規定する機関をいう。
- 2 この表中「知事部局」とは、静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）第4条に規定する「本庁」をいう。
- 3 この表中「教育委員会事務局」とは、静岡県教育委員会組織規則（平成30年静岡県教育委員会規則第1号）第4条第2項に規定する「本庁」をいう。
- 4 この表中「人事委員会事務局」とは、人事委員会事務局の組織に関する規則（静岡県人事委員会

規則 1—25) 第 2 条に規定する機関をいう。

- 5 この表中「労働委員会事務局」とは、静岡県労働委員会事務局組織規則（昭和 34 年静岡県規則第 24 号）第 2 条に規定する機関をいう。
- 6 この表中「監査委員事務局」とは、静岡県監査委員事務局の組織及び処務に関する規程（昭和 39 年静岡県監査委員告示第 5 号）第 1 条に規定する機関をいう。
- 7 この表中「収用委員会事務局」とは、静岡県収用委員会事務局の設置等に関する規則（平成 17 年静岡県規則第 75 号）第 2 条に規定する機関をいう。

別表第 2 出先機関

機 関	職
東京事務所	所長、次長（人事又は服務を担当する者に限る。）
大阪事務所	所長
地域局	局長、副局長、伊豆観光局長、次長、地域課長（人事又は服務を担当する者に限る。）
財務事務所	所長、次長、総務課長
消防学校	校長、副校長、総務課長
環境放射線監視センター	所長、次長
県民生活センター	所長、次長
環境衛生科学研究所	所長、副所長、部長、総務企画課長
美術館	副館長、総務課長
ふじのくに地球環境史 ミュージアム	副館長、部長、企画総務課長
富士山世界遺産センター	副館長、企画総務課長
埋蔵文化財センター	所長、次長、総務課長
健康福祉センター	所長、副所長、医監、次長、部長、総務課長、支所長、参事（人事又は服務を担当する者に限る。）
女性相談センター	所長、次長
吉原林間学園	園長、総務課長
三方原学園	園長、総務課長
精神保健福祉センター	所長、次長、参事
磐田学園	園長、総務課長
看護専門学校	校長、副校長、総務課長
食肉衛生検査所	所長、管理指導課長

動物愛護センター	所長
農林事務所	所長、次長、部長、技監（人事又は服務を担当する者に限る。）、総務課長、局長、支所長、総務課分室長
浜松技術専門校	校長、技監（人事又は服務を担当する者に限る。）、総務課長
工科短期大学校	副校長、事務局長、技監（人事又は服務を担当する者に限る。）、学務課長、学務課分室長
あしたか職業訓練校	校長、校長補佐
工業技術研究所	所長、次長、部長、研究統括官、センター長、総務課長、総務課分室長
計量検定所	所長、所長補佐
農林技術研究所	所長、部長、研究統括官（人事を担当する者に限る。）、次長、総務課長、センター長、総務課分室長
畜産技術研究所	所長、研究統括官、総務課長、センター長、総務課分室長
農林環境専門職大学	学長、事務局長、次長
ふじのくに茶の都ミュージアム	副館長（人事又は服務を担当する者に限る。）、企画総務課長
水産・海洋技術研究所	所長、研究統括官、総務課長、船舶管理課長、分場長、養鯉場長、駿河丸船長
漁業高等学園	園長、園長補佐
土木事務所	所長、次長、技監（人事又は服務を担当する者に限る。）、総務課長、支局長、支所長
田子の浦港管理事務所	所長、総務管理課長
清水港管理局	局長、次長、総務課長
焼津漁港管理事務所	所長、管理課長
御前崎港管理事務所	所長、総務課長
教育事務所	所長、副所長、次長、地域支援課長、総務課長、人事監、指導監、参事（人事を担当する者に限る。）
中央図書館	館長、副館長、総務課長
総合教育センター	所長、副所長、部長、総務企画・ICT推進課長
焼津青少年の家	所長、所長補佐
観音山少年自然の家	
中学校	校長、教頭、事務長
高等学校	校長、副校長、教頭、事務長、やいづ船長
特別支援学校	校長、副校長、教頭、部主事、事務長

備考 この表中「出先機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 静岡県行政組織規則第6条に規定する機関
- (2) 静岡県教育委員会組織規則第4条第2項に規定する「現地機関」
- (3) 静岡県立学校設置条例（昭和39年条例第39号）第1条に規定する機関

附 則

この規則は、公布の日から施行する。